

# 源泉所得税の改正のあらまし

平成26年4月

国 税 庁

【平成25年1月から復興特別所得税が創設されています】

- ★ 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。
- ★ 年末調整により年税額を算出する際は、復興特別所得税を含めて算出（年調所得税額に102.1%を乗じて算出）する必要がありますので、ご注意ください。

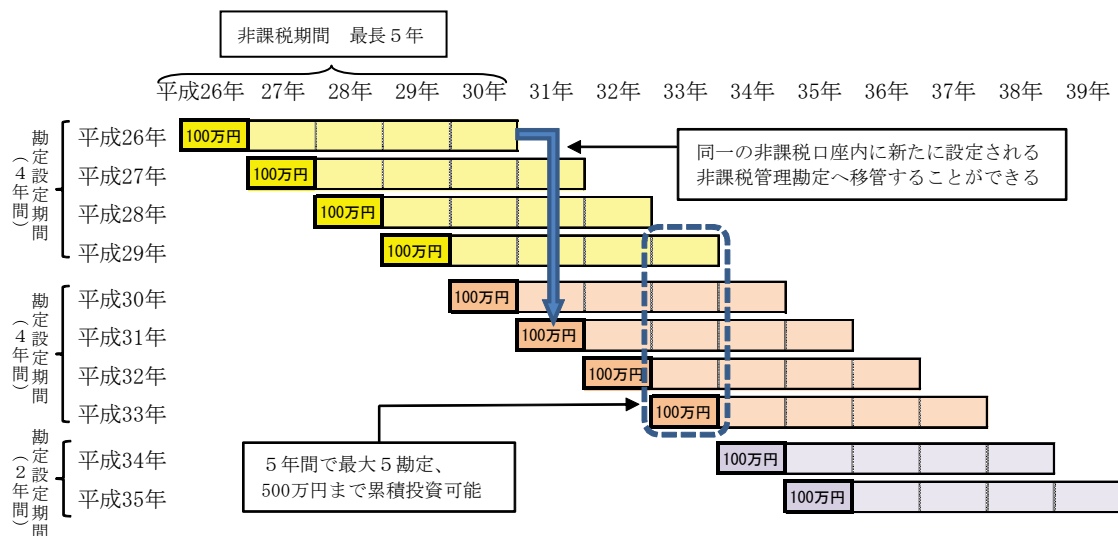
所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。さて、平成26年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

- (注) 1 このパンフレットは、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。  
2 このパンフレットにおける税率は、所得税のみの税率となっています。所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。

## 1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、一定の手続の下で、同一の勘定設定期間内において、非課税管理勘定を設定する金融商品取引業者等の変更又は非課税口座の再開設が可能となりました。

この改正は、平成27年1月1日以後に一定の手続を行う場合に適用されます。

### (1) 改正前の制度の概要



非課税口座内に設けられる非課税管理勘定については、勘定設定期間ごとに一つの金融商品取引業者等に設定され、一旦非課税管理勘定を設定すると、同一の勘定設定期間内においては、他の金融商品取引業者等への変更はできないこととされています。

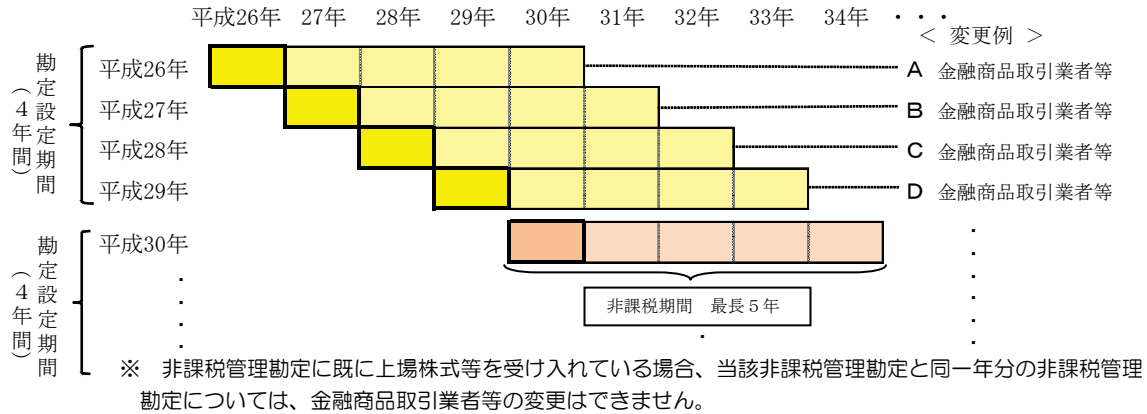
また、非課税口座を廃止すると、同一の勘定設定期間内においては、非課税口座を再開設することはできないこととされています。

### (2) 改正の内容

#### イ 非課税管理勘定を設定する金融商品取引業者等の変更

非課税口座を開設している居住者等は、一定の手続の下で、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定の年分の属する勘定設定期間と同一の勘定設定期間内において、非課税管理勘定を設定する金融商品取引業者等を変更することができることとされました。ただし、非

課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れている場合、当該非課税管理勘定と同一年分の非課税管理勘定については、金融商品取引業者等の変更はできません。

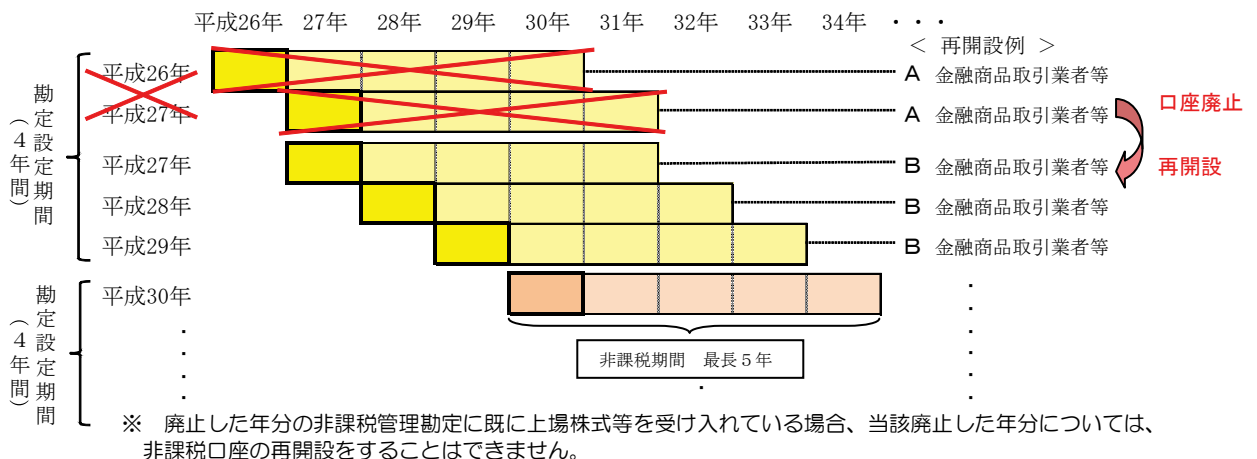


《金融商品取引業者等の変更に係る手続》

- ① 非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に対し、当該非課税口座に非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「勘定設定年」という。）の前年 10 月 1 日からその勘定設定年の 9 月 30 日までの間に、「金融商品取引業者等変更届出書」を提出し、当該金融商品取引業者等の営業所から「非課税管理勘定廃止通知書」の交付を受ける。
  - ② 非課税口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所に対し、非課税口座を開設しようとする年（以下「口座開設年」という。）の前年 10 月 1 日から上場株式等を当該口座に受け入れる日又はその口座開設年の 9 月 30 日のいずれか早い日までに、「非課税管理勘定廃止通知書」を添付した「非課税口座開設届出書」を提出<sup>(注)</sup>する。
- (注) 提出しようとする金融商品取引業者等の営業所に既に非課税口座を開設している場合には、「非課税管理勘定廃止通知書」のみを提出。

□ 非課税口座の廃止及び再開設

非課税口座を廃止した場合であっても、一定の手続の下で、同一の勘定設定期間内において非課税口座の再開設をすることができることとされました。ただし、廃止した年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れている場合、当該廃止した年分については、非課税口座の再開設をすることはできません。



《非課税口座の廃止及び再開設に係る手続》

- ① 非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に対し、「非課税口座廃止届出書」を提出し、当該金融商品取引業者等の営業所から「非課税口座廃止通知書」の交付を受ける。
  - ② 非課税口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所に対し、口座開設年の前年 10 月 1 日から上場株式等を当該非課税口座に受け入れる日又はその口座開設年の 9 月 30 日のいずれか早い日までに、「非課税口座廃止通知書」を添付した「非課税口座開設届出書」を提出<sup>(注)</sup>する。
- (注) 提出しようとする金融商品取引業者等の営業所に既に非課税口座を開設している場合には、「非課税口座廃止通知書」のみを提出。

2 給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成28年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後	
	平成25年～平成27年分の所得税	平成28年分の所得税	平成29年分以後の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

(注) 上記の改正に伴い、平成28年分及び平成29年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。

3 居住者が新株予約権等(株式を無償又は有利な価額により取得することができる一定の権利で、当該権利を行使したならば経済的な利益として課税されるものをいいます。)をその発行法人から与えられた場合において、当該居住者等が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、事業所得に係る収入金額、給与等の収入金額、退職手当等の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなして課税することとされました。

この改正は、平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用されます。

4 中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会(火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会)の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えるなど、所要の措置が講じられました。

この改正は、平成26年4月1日から適用されます。

5 居住者が、要耐震改修住宅<sup>(注)</sup>を取得した場合において、次に掲げる要件その他所定の要件を満たすときには、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

(1) 要耐震改修住宅の取得の日までに、同日以後耐震改修を行うことにつき一定の申請手続きをしていること

(2) 要耐震改修住宅を居住の用に供する日(当該取得の日から6月以内の日に限ります。)までに、耐震改修により要耐震改修住宅が耐震基準(地震に対する安全性に係る一定の基準等をいいます。)に適合することとなったことについて一定の証明がされたこと

この改正は、平成26年4月1日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用されます。

(注) 「要耐震改修住宅」とは、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準等に適合しない一定のものをいいます。

6 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度について、育児休業等により、勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄契約に基づく金銭等の払込みがなかった場合の措置が講じられました。

この改正は、平成27年4月1日以後に所定の申告書を提出する場合に適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

勤労者が、勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄契約(以下「財形契約」といいます。)に基

づき金銭等の最後の払込みのあった日から2年を経過する日までの間に金銭等の払込みがなかった場合には、最後の払込日から2年を経過する日以後に支払われる利子等については、非課税措置は適用されません。

## (2) 改正の内容

勤労者が、育児休業等（産前産後休業及び法令の規定に基づき3歳未満の子を養育するためにする休業をいいます。）をする旨等の一定の事項を記載した「申告書」を、当該育児休業等を開始する日までに勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出し<sup>(注1)</sup>、当該育児休業等の終了の日の直後の金銭等の払込日（以下「再開日」といいます。）に金銭等の払込みをした場合には<sup>(注2)</sup>、当該財形契約に基づく利子等につき、引き続き非課税措置の適用を受けることができることとされました。

(注) 1 「申告書」が金融機関の営業所等に受理されたときに、その受理された日に税務署長に提出されたものとみなされ、税務署長が提出を求めるまでの間、その金融機関の営業所等の長が勤務先ごとに整理し保存するものとされています。

2 再開日に金銭等の払込みがなかった場合には、当該育児休業等の終了の日後に支払を受ける利子等については、非課税措置の適用はありません。

## 7 国家公務員共済組合連合会等から支払を受ける一定の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、所要の措置が講じられました。

この改正は、**平成 27 年 10 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用**されます。

国家公務員共済組合連合会等が、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している居住者に対して、国家公務員共済組合法第74条第1号に掲げる退職年金その他の一定の公的年金等を支払う場合の源泉徴収すべき税額については、当該国家公務員共済組合連合会等が支払う公的年金等の金額から各種控除の月割額（一定の調整控除額を控除）に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額に5%（当該残額が162,500円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額については、10%）の税率を乗じて計算することとされました。

## 8 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例（償還時の源泉徴収）の対象となる割引債の範囲について、利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものに代えて、利子が支払われる公社債でその発行価額の額面金額に対する割合が90%以下であるものを加えることとされました。

この改正は、**平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる割引債の償還金について適用**されます。

## 9 特定公社債の範囲について、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債の範囲から、同族会社が発行した社債が除外され、これに伴い、当該社債の利子でその同族会社の株主等が**平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものは、20%源泉分離課税の対象から除外され、総合課税の対象と**されました。

### 平成 25 年度の改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後適用される主なもの

平成 27 年分以後の所得税の税率について、課税所得 4,000 万円超の区分が設けられ、その税率を 45%とすることとされたことに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。

この改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

➤ 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】

➤ 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax（イータックス）ホームページ 【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】



この社会あなたの税がいきている